

相模原市監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、消防局及び消防署の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 監査の期日

平成22年10月29日

2 監査の対象及び方法

この監査は、消防局及び消防署において、平成22年度（平成22年8月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務等に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 消防総務課

- ア 各事業の委託料の支出に関する事務
- イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務
- ウ 消防用財産の維持管理に関する事務

(2) 予防課

- ア 危険物設置及び検査手数料の徴収に関する事務
- イ 各事業の支出に関する事務

(3) 警防・救急課

- ア 各事業の支出に関する事務

(4) 指令課

- ア 各事業の支出に関する事務

(5) 各消防署各課

- ア 消防用財産の維持管理に関する事務

3 監査の結果

- (1) 消防総務課の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、消防局庁舎及び南消防署庁舎管理委託の具体的な業務内容や数量を定めている業務仕様書において、清掃業務の月ごとの清掃回数や消防用設備点検業務の対象設備の設置数が明記されていない不適切な事例がみられた。

消防総務課の各事業の委託料の支出に関する事務については、前回の定期監査（平成21年3月実施）において不適切事例を指摘したと

ころ、市長において改善措置を講じた旨の回答を得ていたが、今回も前記のような不適切な事例を確認した。

委託料の執行に当たっては、事務処理の見直し等実効性のある再発防止のための必要な措置を講じ、適正な事務を執行されたい。

(2) 予防課の各事業の支出に関する事務を調査したところ、一人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託において、次のような不適切な事例がみられた。

ア 平成22年4月1日付で契約し、4月28日に契約金額の約3分の2となる200万円を概算払いにより支払っているが、受託者に提供する対象者名簿の作成が遅れたため、受託者の業務着手が8月となった。

イ 当該業務の費用は、在宅者に対して実施する防火診断等に要する時間を根拠として算定しているにもかかわらず、実績報告書では所要時間の報告を求めている。また、契約の適正な履行の確保を図るための詳細な仕様が規定されていないこと、不在宅等で本来の目的を達成できない場合でも費用は一律で算定されていることなどから、家庭防火診断を実施し火災予防思想の向上を図るという当該業務の目的に対して十分な効果が得られていない。

これらのことは、契約締結に際しての事前準備が不十分であることや、契約書及び仕様書等の条件提示に係る検証・確認が十分に行われていないことを示している。

委託料の執行に当たっては、事務の処理方法及び管理点検体制を見直すとともに、委託料の算定は合理的な基準に基づくよう見直し、適正な事務の執行に努められたい。

(3) 消防局及び消防署におけるその他の財務等に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。